

平成29年9月第13回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成29年9月8日第13回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行 2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子 8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一 10番 佐 藤 正 司

12番 大 槻 和 弘 13番 百 井 いと子

14番 鈴 木 邦 昭 15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子 17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 々 木 人 見	企 画 財 政 課 長	佐 藤 顕 一
税 務 課 長	菊 地 和 彦	町 民 生 活 課 長	山 田 勝 徳
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ども 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	南 條 守 一	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 堀 俊 之	教 育 長	岩 城 敏 夫
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	鈴 木 邦 彦	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 山 茂 男	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 々 木 人 見
代 表 監 査 委 員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	渡 辺 壮 一	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第68号 亶理町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
- 日程第 3 議案第69号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第70号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第71号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第72号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第73号 工事請負契約の締結について（平成29年度亶理町鳥の海公園陸上競技場・サッカー場人口芝生化工事）
- 日程第 8 議案第74号 工事請負契約の締結について（平成28年度公共ゾーン町道西郷東郷線道路改良工事（繰越））
- 日程第 9 議案第75号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事）
- 日程第10 議案第76号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その4）工事）
- 日程第11 議案第77号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その5）工事）
- 日程第12 議案第78号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その3）工事）
- 日程第13 議案第79号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道箱根田東線道路改良工事）
- 日程第14 議案第80号 工事請負契約の締結について（平成29年度亶理第

5－2 汚水枝線工事)

- 日程第15 議案第81号 工事請負契約の締結について（平成29年度中央第3－1 雨水幹線工事）
- 日程第16 議案第82号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度（復交）荒浜漁港フィッシャリーナ復旧工事）
- 日程第17 議案第83号 町が行う土地改良事業の計画変更について
- 日程第18 議案第84号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第85号 平成29年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第86号 平成29年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第87号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第88号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 報告第14号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第24 報告第15号 平成28年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第25 報告第16号 平成28年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番 鈴木高行議員、2番

渡邊重益議員を指名いたします。

日程第2 議案第68号 亶理町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第2、議案第68号 亶理町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西山茂男君） それでは亶理町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてご説明を申し上げます。

議案書1ページ、新旧対照表1ページをお開き願います。

まず今回の法律改正の概要につきましてご説明させていただきます。

農業協同組合法等の1号改正する法律、平成27年法律第71号が、平成27年9月4日に公布されまして、この中におきまして農業委員会等に関する法律、昭和26年法律第88号が一部改正され、農業委員の公選制が廃止され、町長が議会の同意を得て農業委員を任命すること及び農業委員会は農地等の利用の最適化を推進するために、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱することと改正されました。農業委員、農地利用最適化推進委員の定数については、農業委員会等に関する法律により定められていることから、それぞれの委員定数を定める条例を制定するものでありますが、定数につきましては、農業委員会等に関する法律の施行令に定められておりますので、基準に基づき今回定数を上程させていただいております。

また、農業委員等の報酬と今回新たに委嘱することとなります農地利用最適化推進委員の報酬について、農業委員の報酬額の改定及び農地利用最適化推進委員の報酬を新たに制定するものでございます。

議案第68号、亶理町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例、第1条、趣旨。この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、亶理町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委

員」という。)の定数を定めるものとする。

第2条、農業委員の定数。農業委員の定数は15人とする。

第3条、推進委員の定数。推進委員の定数は15人とする。

第4条、委任。この条例で定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附則。施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行する。

2、亘理町農業委員会の委員の選挙による委員の定数に関する条例等の廃止。

次に掲げる条例は廃止するという事で、1号の亘理町農業委員会の委員の選挙による委員の定数条例（昭和35年亘理町条例第3号）、第2号、亘理町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例（平成17年亘理町条例第11号）、3号、亘理町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例（平成17年亘理町条例第12号）。

3項、亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年亘理町条例第22号）の一部を次のように改正する。これは新旧対照表の1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

現行、農業委員会の会長32万6,000円。年額でございます。委員同じく年額28万円を、農業委員会の会長、基本額を年額38万円、実績額を規則で定める額。農業委員、年額で基本額を32万円、実績額を規則で定める額。新たに設置いたします推進委員、年額で32万円、実績額は規則で定める額に定めるものでございます。

4、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、亘理町農業委員会の委員が在任する場合においては、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるということで、現在の農業委員につきましては、平成30年1月28日まで在任するという経過措置でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） それでは初めに2点質問させていただきます。

まず農業委員及び推進委員の定数、こちら法定内の定数ということではあるんですけども、この15人が適当だと考えられた理由、そしてまたこの報酬の金額も

この金額に改正すべきと考えられた理由をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西山茂男君） まず農業委員の定数なんですけれども、今回の改正に当たりまして、平成26年6月の規制改革の実施計画のほうに政府で決めました実施計画の中に、現行の農業委員を半数にするということで提言されているものですから、農業委員の定数につきましては、現在26人の定数を13人にしたものでございます。その中で今回新たに中立的立場の委員を必ず設けなければならないということで1名を足しております。そのほかに青年層の農業委員を積極的に登用することということで1名を足しまして15人という数に制定させていただきたいと思っているものでございます。

あと農地利用最適化推進委員の15人の根拠なんでございますけれども、現在の農業委員の選出区分をよくこちらのほうで把握しますと、約200ヘクタールぐらいに1人の割合で選出されているものですから、本町の農地面積3,500ヘクタールを大体200ヘクタールで割りますと、15人という数になるものですから、15人という数に制定をさせていただいたものでございます。

報酬ですね。報酬につきましては、まず農業委員の報酬の設定につきましては、今回報酬を設定しようとするために、今までの農業委員の報酬、どのくらいのベースで上がっているかという形で、私のほうで調査をしたところ、平成9年から農業委員の報酬等につきましては改正がされておりましたものですから、根拠といたしましては、農業委員が現在の委員報酬、町で定めている委員報酬6,400円、これを年間約50日間活動しておるということで、算定をさせていただきまして32万円という数字にさせていただきました。会長につきましては、そのほかに会長としての職務等があるものですから、それに1.2倍を掛けさせていただきまして38万円という金額を今回提案させていただきました。

議長（佐藤 實君） ほかに。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 続きまして、この農業委員、推進委員ともに候補者多数の場合には、審査委員会において審査されるというようなことになっておるかと思うんですけれども、この審査委員会、どのような点について要点を検討されるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西山茂男君） 多数になった場合には、農業委員会の委員の審査委員会を設置しまして、審査委員会のほうで審査をしていただくんでありますけれども、その中の審査基準といたしましては現在検討中ではあるんですけども、まず農業委員につきましては、法第8条第5項及び第6項ということで、認定農業者、こちらのほうが過半数を越すことということで法律のほうで定められておりますので、その部分について認定農業者かどうかというところが大きなポイントになるかと思えます。それと法で定められております中立的立場の農業委員を今回新たに制定しなければならないこととなりますものですから、中立的立場の方についても審査の基準としては高い基準になるかと思えます。そのほかに女性の登用を積極的に定めることということでありますので、女性、あと青年を必ずというか積極的に登用しなさいということでもありますものですから、そちらの部分についても審査基準の中で高いポイントになるかという形になるものと考えられます。

あと農地利用最適化推進委員の審査基準につきましては、推薦書及び応募書をもとに推薦理由、自己アピール、あと職歴、地域の推薦応募の別、あと地域の信頼、その辺を基準に審査をしていきたいという場合に、一応審査基準を設けようと検討しているところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 最後に1点だけお伺いいたします。農業委員会は町長の任命、そして推進委員は農業委員会からの委嘱ということなんですけれども、こちら組織図的にはおのおの上下関係にあるというような形で捉えてよろしいのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西山茂男君） 確かに農業委員は町長の任命という形になるものですから、現行で農業委員会で審査しております農地法の審査に関しての許可権限を持っているものでございます。農地利用最適化推進委員につきましては、そちらのほうの決議権はございませんけれども、農業委員会の総会に出席をして意見を述べることができるという形になっているものですから、系列的には若干委員の法が上なのかなという気はしますけれども、実際活動する委員としては農地利用最適化推進委員が中心に現場活動を行うという形になるものですから、委員としての上下関係というのではなく、同一で活動していただくという形で一応考えてい

ます。ただ、その中で許可権限を持っているのが委員、あと4条、5条の意見の具申を持っている、農地法に基づく権限を持っているのが農業委員という形になるという具合に認識しております。

議長（佐藤 實君） ほかに。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） ただいまの課長の話で大分わかった部分があるんですが、もう2、3点だけお聞きしたいと思います。

まず最初に同じ人が同時に農業委員、あるいは推進委員に推薦を受けたり応募したりすることはできるということですよ、ここの申込用紙を見ると、何かそれらしく書いてありますがいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西山茂男君） 推薦、応募につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員、両方に応募、推薦することは可能でございます。ただし農業委員と農地利用最適化推進委員を同時に兼ねることはできませんので、委員としてはどちらかのほうの任命、または委嘱になるかと思えます。

議長（佐藤 實君） 5番小野典子議員。

5番（小野典子君） 先ほども話がありましたけれども、農業委員会の機能を高めるためにということで改正がなされたわけなんです、担い手の土地の集積とかあるいは遊休農地のことについては推進委員がしっかりと情報を持ってくるわけなんです、そういったときに農業委員とその推進委員の情報交換というのは非常に大事なことになると思うんですけれども、その情報交換の場をどのように持っていくのかというか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西山茂男君） 確かに情報交換は重要なことだと思いますので、農業委員会の総会には農業委員、推進委員ともに出席をしていただくという具合に一応考えております。

また、現在4地区で実施しております地区委員会、地区調査委員会というんですけれども、そちらのほうも農業委員、推進委員をそれぞれ各地区に割り振りをしてそちらの中で、当然農地法の審査の審議もしていただきますし、当然そちらの農地の情報、遊休農地の情報等についても情報交換をしていただくという具合に考えております。

議長（佐藤 實君） 5番小野典子議員。

5番（小野典子君） そうした場合に先ほどお話しがありましたけれども、今回は利害関係を持たない人を必ず入れなければならないというようなことが決まってきました。それから青年も入れなさいというようなことであったわけなんです、そういう特定のというか、特殊な立場の方が万が一にも健康上の理由とかでこのポストが空いた場合には、即この入れかえというか新たな選挙というか公募というのを行うようになるわけですか。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西山茂男君） そこにつきましては、当初任命する段階でその委員がいれば法的にそこは満たされるという具合に解釈をしております。なおその補充等につきましては、農業委員会が機能しなくなった場合、ですから1人とか2人が欠員になって機能しないというわけではないと思いますので、その人数につきましては、3人とか4人とか欠員になっていけば、その段階で同じように募集、公募を行いまして任命をするという形になると考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより、議案第68号 亶理町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号 亶理町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第69号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第69号 亙理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは議案第69号について説明申し上げます。

議案書は4ページ、新旧対照表は2ページをお開き願います。

議案第69号 亙理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

亙理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

本年10月22日に宮城県知事選挙が執行されることになっておりますけれども、今回の改正は、選挙に係る報酬の支払いについて地方自治法第203条の2の規定により、報酬及び費用弁償の額並びにその支払い方法は条例でこれを定めなければならないことになっております。本町においても支払いの根拠を明確にするため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律から引用し、必要事項を追加するものでございます。

新旧対照表2ページをごらん願います。

別表第2条関係となりますが、選挙管理委員会委員の下に選挙長、日額1万600円、投票所の投票管理者、日額1万2,600円、期日前投票所の投票管理者、日額1万1,100円、開票管理者、1万600円、選挙立会人、8,800円、投票所の投票立会人、1万700円、期日前投票所の投票立会人、9,500円、開票立会人、8,800円を加えるものでございます。

また、枠の下、備考として、選挙長、開票管理者、開票立会人または選挙立会人が当日から継続して翌日にわたりその職務に従事した場合の報酬の額は、当日分限りとするについても追加するものでございます。

このことについては、国政選挙等の開票時間が深夜となり日にちをまたぐことになった場合においても、1回の選挙の開票事務と捉えるものとなっていることから定めるものでございます。

議案書4ページに戻りまして、下段の附則として、この条例は公布の日から施行

するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより、議案第69号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第70号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第70号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは議案第70号についてご説明をいたします。

議案書は5ページになります。

議案第70号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例。

亶理町介護保険条例の一部を次のように改正する。

今回の改正でございますが、新旧対照表を使って説明をさせていただきますので、新旧対照表3ページになります。新旧対照表は3ページでございます。

今回の改正につきましては、介護保険法の改正によるものでございます。この改正によりまして、被保険者の資格給付に関しまして、所得等の調査において文書

提出等の命令に応じない場合に、料金が科せられるものとして第2号被保険者の配偶者及び世帯構成員も含まれることになったことから、新旧対照表のとおり第1号被保険者を被保険者と改めるものでございます。

それでは議案書5ページにお戻りいただきまして、施行日でございますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） まず1つはこの第1号被保険者、私もそうなんですが、町内にどのくらいのまず人数がおるのか、そしてこの条例が適用された場合に町の業務がどういうふうになってくるのか、どういうふうに変わってくるのかその辺をお聞きします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 現在亘理町内の65歳以上の第1号被保険者につきましては、9,806名、これは29年3月末現在の数字でございます。先ほどこの条例が施行されてどのように変わるのかというようなことでございますが、この条例、このように変わりましたが、事務的には今までどおりと変わりありません。というのは1号被保険者、2号被保険者とも、1号被保険者におきましても今まで所得等確認する場合にこのようなことで確認をしておりましたので、2号被保険者の配偶者世帯構成員加わりましも事務的には変わりはありません。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより、議案第70号 亘理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第71号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） それでは議案第71号についてご説明申し上げます。

議案書は6ページ、あわせて新旧対照表については4ページをお開き願います。

議案第71号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

今回の改正でございますけれども、第7次地方分権一括法によりまして、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する都道府県の認定等の事務の権限が都道府県から指定都市に委譲されることに伴い、認定こども園法の一部が改正となります。認定こども園法の第3条に規定する県の認定に関する事項が権限委譲分の追加によりまして、第9項から第11項へ項ずれとなることから、本条例第15条第1項第2号中にあります同条第9項を同条第11項に改めるというものでございます。これが今回の改正でございます。

施行日でございますけれども、附則としてこの条例は平成30年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより、議案第71号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第72号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第72号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西山茂男君） それでは議案第72号についてご説明をいたします。

議案書は7ページ、新旧対照表5ページをお開き願います。

議案第72号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例。

亶理町手数料条例（平成12年亶理町条例第15号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表の5ページをごらんいただきたいと思います。

別表の略の次に、農地台帳の一部の閲覧、農地台帳記録事項要約書の交付について、1筆につきそれぞれ200円、農地法転用許可済に関する標示板の交付、1枚につき300円と改めて追加するものでございます。

内容につきまして、今からご説明を申し上げます。

平成25年の12月の農地法の改正によりまして、農地利用の効率化、高度化を推進するために、農地台帳の法定化と農地の地目、面積等、あと農地情報につきまして

て、農地法施行細則及び農地法の運用通知に基づき、全国農業会文書が提供いたします全国農地ナビにおいて、平成27年1月から閲覧できるようになりました。本町の情報につきましても、平成27年度から閲覧可能ではありましたが、平成28年度に農地ナビのシステムが更新されて、最新の情報を平成29年3月までに移行作業を終了しなければなりませんでしたが、移行作業に伴いまして、農地情報の整理等に時間を要したことにより、今年の8月末に移行作業が完了しております。改修されました全国農地ナビにおきまして、農業委員会の窓口において、農地台帳の一部閲覧、農地台帳の記録事項要約書の交付が可能になったために、今回閲覧、要約書の交付に係る手数料を制定するものでございます。閲覧と交付手数料につきましては、その他の証明と同じ金額で制定するものでございます。また、農地転用許可済板の交付手数料につきましては、現在も原材料分としていただいておりますけれども、今回改めて手数料条例のほうに明記させていただくものでございます。

議案書7ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 初めに2点ご質問いたします。

今回の改正によりまして、情報の集約及び公開ということになるかと思うんですけれども、本町の農業、特に本条例に係る部分として農地なんですけれども、この農地においてどのような課題があって、そして今回のこの情報の集約と公開がその課題解決にどのように寄与すると考えられているのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西山茂男君） まず問題と課題解決なんですけれども、まず圃場整備の農地につきましては、ある程度集約が進んでいるかと思われまして。ただ、圃場整備以外の農地につきましては、なかなか集約が進まないということもありますので、農地ナビを使うことによって農地のある程度の情報が閲覧することが可能になりますので、それに基づいて農地の賃貸借、よろしければあと売買という形になるかと思っております。その情報が公開されることによりまして、町外から

の新規就農者等の参画もあるのかなという具合に考えているものでございます。

1 5 番（木村 満君） 了解です。

議 長（佐藤 實君） ほかに。12番大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 1点お伺いをしたいんですけれども、そうしますと農地ナビですけれども、まずはこの取り扱い、その閲覧で200円ということになりましたけれども、今までの取り扱いというのはどうだったのかということと、農地ナビがあってネットで検索できるという格好ですけれども、ここで閲覧というのはこれは窓口での閲覧ということなんでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西山茂男君） まず今までの閲覧なんですけれども、今までの閲覧はできませんでした。と申しますのは、農地ナビのシステムが新システム、要するにバージョンアップされたものじゃないと農業委員会の窓口で閲覧等はできなかつたものですから、今回8月末に情報を移行したことによって、閲覧と交付が可能になったものでございます。

あとインターネット上の閲覧ですけれども、インターネット上の閲覧ですと農地の所在、地番、地目、面積、あと賃貸借の種類等々だけが見られるような形になっていまして、あと窓口の閲覧になってくると誰が借りているのかとか、所有者の名称等まで見られるような形になります。ただ、要約書の交付になりますと、その部分は記載はされないという形になるものでございます。

1 2 番（大槻和弘君） 了解しました。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） この手数料条例なんですけれども、1筆につき200円という金なので、多分見る人になれば何十筆見るかわからない人もいるよね。相当の金額になると思うんです。ただこのこういう手数料条例でこういうのを定めてしまうと、見る人とか土地の利用とか今後のことを考えると、こういう金を払ってまでそういうことをする、亘理町の土地の移動が効果的に動くためにこういう条例を制定して、金を取って、そこまでやるべきかなと私は思うんですけれどもね。やっぱりそういう土地の流動化、集約化、そういう面にはこういうのは個人情報以外のものであったら無料で提供すべきとか、そのようなオープンな形で土地の動き方を皆さんに提供するべきではないかなと私は考えるんですけれども、その辺担当

課長か町長かどっちかわかりませんが、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（西山茂男君） それにつきましては、これが全てで閲覧が可能ということは、転用を期待した業者が農業委員会の窓口で1筆、20筆とか30筆の閲覧を申し出られたときに、こちらとしてはそれには応じなければならなくなります。その場合にきちっと1筆幾らという金額を制定しておかないと、それに対してずっと農業委員会の職員がその方につきっきりになるという形ですから、今回制定したものでございます。ただ、農家の方が農地の売買とか賃貸借をやる場合には、農業委員会等を介してきちっと相談していただければ、そちらのほうに関しては手数料等は今までどおり取らないという具合に考えております。あくまでも転用を期待している業者のほうに対しての手数料をきちっと明記をしておかなければ、今後そういう事案が生じたときに手数料条例が制定されていないために、延々と農業委員会の窓口で居座られるというか、問い合わせに回答するようになるものですから、今回手数料条例を制定するものでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 亘理町の農家の方とか、自分の担当者の窓口の中で判断できる範囲だったらそれはよろしいと思うけれども、実際来ていや、俺亘理に最近ここさ来て住んでるんだ、判断つかない場合もある。業者だか民間だか。という面も出てこないとは限らないしね。そういうように業者の抑制のため、要するに土地が転がされなためとか、そういう一種の足かせにするためにこういう手数料条例を設けて抑制するんだというような考えのようだけれども、ある程度それは可能だと思いますけれども、将来にわたって反対に中山間地の農地の使わないようなところ、ぽーんと出てきたりした場合、そういう業者にぽんと行政のほうから提供して、こういう情報を提供してここどうにかならないかとか、そのような反対の考え方も出てこないとは限らないのでね。こういうのがあると、何であそこの分ばかり手数料取って、今回は手数料はいらないのかと、そのような判断にもなりかねないので、よく注意してやっていただきたいなと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより、議案第72号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第73号 工事請負契約の締結について（平成29年度亶理町鳥の海公園陸上競技場・サッカー場人口芝生化工事）

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第73号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） これからご審議いただく議案第73号から議案第82号までの議案は、工事請負契約の締結及び工事請負変更契約の締結に関するものでございまして、これら議案は工事請負契約及び工事請負変更契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第73号をご説明させていただきます。

8ページ目をお開き願います。

工事名、平成29年度亶理町鳥の海公園陸上競技場・サッカー場人口芝生化工事。請負金額、8,424万円。契約の相手方、星造園土木株式会社でございます。なお、落札率は86.17%でございました。

工事の概要につきましては、9ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年7月28日。入札の方法は条件付き一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、オオツボスポーツ、阿部工務店、星造園土木、結城組、三弘アーベストの5社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は亶理町荒浜字横山地内で、10ページの位置図を参照願います。

工事内容は、人工芝整備工事で、敷地面積8,130平米におきまして、路盤工、舗装工、人工芝工、それぞれに関し、記載の仕様により施工するものです。

参考として、11ページに平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 何点かご質問いたします。

期待される、完成が待たれるスポーツ施設だと思います。まずこの人工芝の材質、特徴、そしてあと耐用年数はどれくらいなんですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 材質につきましては、高耐久性ポリエチレンというのをパイル地として、あのふさふさする部分で使っております。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 耐用年数でございますけれども、基本的には20年間は大丈夫だろうと。ただ、その間でところどころ傷んだりというようなことが考えられますので、その都度傷んだところの改修工事は必要かなというふうに思っております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） ロングパイル人工芝というふうな、初めて聞く名前なんでございますが、人工芝というようなことでメンテナンスが非常に省略されるというふうな、有効利用ができるという話なんですけれども、やっぱり工事をした以上はそ

れなりのメンテナンスが必要じゃないかと素人なりに考えるんですけども、メンテナンスの頻度とその費用について。そしてあとこの施設、利用時期はいつからになるのかお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） メンテナンスの関係でございますけれども、メンテナンスにつきましては、エアレーションといたしまして、ごみを除く関係、あとは人工芝の中にゴムチップというものが敷き詰めてありますので、それが長年使うことによって、ところどころ量が多いところだったり少なくなったりとかということで、それを平らにするような工事というか、そういうメンテナンスが必要になります。エアレーションという形については業者のほうで、メーカーのほうでは3年に1遍くらいということで推奨していますけれども、それは使用頻度によって変わってくると。あとはレベリング関係でございますけれども、それについても5年に1度くらいということで、費用的には1回当たり100万円くらいというような金額となります。

あとはいつからの供用開始につきましては、30年の春というような形で考えてございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 議案書の9ページの資料の中の6の工事内容についてですけども、いろいろと調べてみますと一般的には人工芝はショートパイルと言われているものが使われているようでございますが、今回はなぜロングパイルを計画しているのか。ショートパイルよりもロングパイルの平方メートル当たりの単価は高いと思われまます。回答願います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今回採用しておりますロングパイルの人工芝につきましては、天然芝に限りなく近いということで、滑ったり転んだりしたときのけがをしにくいという特徴があります。あとまた日本サッカー協会のほうで公認している種類となつてございますので、今回採用しております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 将来の維持管理まで含めると、多少ロングパイルの単価が高くても将来性を見越して採用したとすれば、その辺の理由づけを町当局としてはしっかり押さえておいてほしいと考えます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ロングパイルなのですが、先ほどおっしゃいましたショートパイルというのもございますが、あちらにつきましてはフットサルのようなスライディングをしないような競技に向いているようで、サッカーで本格的に公認をとってやるとなると、もうこのロングパイルしかないかと考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） お尋ねしたいと思います。

ここの陸上競技場の真ん中にサッカー場ができるということですが、ここを使う上でいろいろ規則、規約というか、例えば余り詳しくないんですけどもスパイク等何かを使って競技すると思いますけれども、そういう部分で規約とかはこの来年の春に向けてきちっとつくっていくというような、そういう今流れなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 規約といいますか、ここは通常のサッカーということでやりますので、規約自体を設けるということは別に必要ないんじゃないかと思ってございます。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうすると普通今サッカーしていらっしゃる方はすぐ対応できる、あと陸上をしていらっしゃる方も自由に入ることもできるという、そういうようなことなんでしょうか。要するに陸上競技場の中にサッカー場があるわけですから、どちらの活用する上でも何の制約もなくこの陸上競技場を使えるという、そういうことにつながるのでしょうか。この点お伺いしたいと思います。

あともう1点、この工事契約をする上で、工事が終わったらそれで終わるのでなくて、ちょっと工事の業者の方に3年間ぐらいは何かきちっといざというときに対応してほしいとかという一文というか、そういう契約の方法は考えていないのでしょうか。この点お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 施工された業者のほうは、工事が終わって引き渡しいただいたあとに、そこで終わりじゃなくて瑕疵期間というのがございますので、2年ほど重大な瑕疵とかあった場合は、そちらの業者のほうで修理とかそういうのを対応できるようになってございます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 陸上の関係でございますけれども、陸上競技場としてトラックを使う場合ですと、ピン付きのスパイクとかでやりますので、そういう方についてこのサッカー場のピッチのほうに入ってはだめだという形になりますので、そこはちゃんと区分けして、陸上競技場は陸上競技場、サッカー場はサッカー場ということで、区分けしなければならないと考えてございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 私も余り詳しいことはわからなかったんですけれども、スパイクが陸上とサッカーは違うなというのは何となくわかっていたものですから、そういうすみ分けというか、そういうのはできるのでしょうか。いろいろな陸上の競技会なんかに行ってみますと、真ん中に集まっていますいろいろな競技にかかわっていたりするようなのも目に見えるんですけれども、きちっとサッカー場とその陸上の区分けという部分できちっとしたものをつくっていかなくてはならないのかなと考えていますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） このロングパイルのサッカー場に関して私もちよっとかかわっておりますので、私のほうからご答弁したいと思います。

陸上競技でも、例えば短距離で使うシューズがありますよね。その方たちはできるだけフィールド内には入らないような形になっていると思います。それで走り幅跳びとかいろいろな区分け、競技場でなっておりますよね。それで芝生を傷めないような形でなっていると思います。なおかつああいいう天然芝で使うときには、必ず消毒液に足を浸けて入るんですよ。天然芝というのは。それは人工芝はそういうことをしなくて済むので、すごくやりやすいという部分があります。ですから、陸上競技をやられる方もあの芝生に入るときはいろいろ制限があつてやっていると。そういう形になると思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第74号 工事請負契約の締結について（平成28年度公共ゾーン町道西郷東郷線道路改良工事（繰越））

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第74号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 続きまして議案第74号をご説明させていただきます。

12ページをお開き願います。

工事名、平成28年度公共ゾーン町道西郷東郷線道路改良工事、繰越でございます。

請負金額、9,504万円。契約の相手方、株式会社岩佐組でございます。

なお落札率は81.14%でございました。

工事の概要につきましては、13ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年8月4日。入札の方法は条件付き一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有

する事業者で、建設業法による土木一式工事について、総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、芦品組、宮城林産、斎藤工務店、岩佐組、結城組、S S スチール開発の6社でございました。

入札回数は1回。工事場所は亙理町字悠里1番地で、14ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路新設工事で、幅員12メートル、延長469メートルの区間において、排水工、舗装工、道路附属施設工、それぞれに関し記載の仕様により施工するものです。

参考として、15ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 議案書の16ページに記載されている道路標準断面図について質問します。

歩道、それから自転車道ともに2.5メートルの幅で計画するようではけれども、歩行者及び自転車で通行する人はどこが歩道でどこが自転車道なのかわからないと考えます。標識で歩道、自転車道を明示する必要があると考えますが、標識の設置計画はあるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 歩道と自転車道と並んでございますので、確かにわかりづらい部分はあるかと思いますので、自転車道についてはカラー舗装するなり路面標示するなり、自転車道だというのがわかるように明示したいと思えます。ちょっと標識のほうまで今は考えてございません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第75号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事）から

日程第10 議案第76号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その4）工事）

日程第11 議案第77号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その5）工事）まで

（以上3件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第75号 工事請負契約の締結についてから日程第11、議案第77号 工事請負契約の締結についてまでの以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第75号から議案第77号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 頭一君） それでは今議長の指示がございましたので、議案第75号から第77号につきましては、町道橋本堀添線の道路新設工事に係るものでございますので、一括してご説明させていただきます。

それでは17ページ目をお開き願います。

工事名、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事。

請負金額、6,750万円。契約の相手方、株式会社岩佐組でございます。

なお、落札率は81.92%でございました。

工事の概要につきましては、18ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年8月4日。入札の方法は条件付き一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について、総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、岩佐組、結城組、ヤマムラの3社でございました。

入札回数は1回。工事場所は亶理町吉田字北中地内外で、19ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路新設工事で幅員11.5メートル、延長560メートルの区間において、土工、排水工、舗装工、函渠工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものです。参考として、20ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

続きまして、議案第76号をご説明させていただきます。

24ページをお開き願います。

工事名、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その4）工事。

請負金額、1億339万9,200円。契約の相手方、千石建設株式会社でございます。

なお、落札率は75.11%でございました。

工事の概要につきましては、25ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年8月4日。入札の方法は条件付き一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について、総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、芦品組、枡建設、斎藤工務店、太田工務店、千石建設、岩佐組、結城組、ヤマムラの8社でございました。

入札回数は1回。工事場所は亶理町吉田字道上地内外で、26ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路新設工事で幅員11.5メートル、延長272メートルの区間におい

て、土工、排水工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものです。参考として、27ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

続きまして、議案第77号をご説明させていただきます。

29ページ目をお開き願います。

工事名、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その5）工事。

請負金額、2億3,628万2,400円。契約の相手方、株式会社保志工務店でございます。

なお、落札率は75.70%でございました。

工事の概要につきましては、30ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年8月4日。入札の方法は条件付き一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について、総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、田中建材輸送、太田工務店、千石建設、岩佐組、結城組、今野建設、保志工務店の7社でございました。

入札回数は1回。工事場所は亘理町長瀬字舟入地内外で、31ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路新設工事で幅員11.5メートル、延長360メートルの区間において、土工、排水工、舗装工、函渠工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものです。参考として、32ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。まず議案第75号 工事請負契約の締結についての件について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 工事請負契約の締結についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 工事請負契約の締結についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第77号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分とします。休憩。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第78号 工事請負契約の締結について（平成29年度
（復交）町道荒浜江下線道路改良（その3）工
事

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第78号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 議案第78号をご説明させていただきます。

34ページをお開き願います。

工事名、平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その3）工事。

請負金額、9,255万6,000円。契約の相手方、株式会社芦品組でございます。

なお、落札率は79.93%でございました。

工事の概要につきましては、35ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年8月4日。入札の方法は条件付き一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について、総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、芦品組、斎藤工務店の2社でございました。

入札回数は1回。工事場所は亶理町逢隈高屋字鷹野橋地内外で、36ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路新設工事で幅員11.5メートル、延長652メートルの区間において、排水工、舗装工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものです。参考として、37ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 図面を見ますと、高屋堀排水路と交差しているわけですが、ここの橋梁の工事が載っていないんですね。多分別発注かなと思うんですが、それはいつごろ発注して、完成時期はいつになるのかお聞きいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 高屋堀の橋梁につきましては、今管理者のほうと協議中でございます。ほぼ協議のほうはまとまりつつあります。発注につきましては、ちょっと春ぐらいの発注になるかと思ひまして、工期はおおむね1年ぐらいは必要かと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） わかりました。それで西のほうにいきますと、セキスイフィルム公共ゾーンの交差点のところに四角くここアパートなんですね。アパートの南のほうに駐車場になっています。この赤塗りの部分が少し欠けていますけれども、ここは買収できなかったということで、若干幅が狭くなるイメージなんですけれども、その辺の構造ってどういうふうになるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 買収のほうは特に問題なく進みまして、アパートで高い部分と東側とか南側にいきますと田んぼに法がつきますので、その分で色塗り自体が幅広く見えますが、計画の11.5の幅はとれるようになってございます。

9番（高野孝一君） わかりました。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第78号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第79号 工事請負契約の締結について（平成29年度
（復交）町道箱根田東線道路改良工事）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第79号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 頭一君） 続きまして、議案第79号をご説明させていただきます。

39ページをお開き願います。

工事名、平成29年度（復交）町道箱根田東線道路改良工事。

請負金額、6,477万8,400円。契約の相手方、株式会社ヤマムラでございます。

なお、落札率は82.19%でございました。

工事の概要につきましては、40ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年8月4日。入札の方法は条件付き一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について、総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、阿部工務店、ヤマムラの2社でございました。

入札回数は1回。工事場所は亶理町荒浜字星地内外で、41ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路改良工事で幅員6メートル、延長254メートルの区間において、排水工、路盤工、舗装工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものです。参考として、42ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第79号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第80号 工事請負契約の締結について（平成29年度
亘理第5-2号汚水枝線工事）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第80号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 頭一君） 続きまして、議案第80号をご説明させていただきます。

44ページをお開き願います。

工事名、平成29年度亘理第5-2号汚水枝線工事。

請負金額、5,445万3,600円。契約の相手方、株式会社アートコーポレーション東北支店でございます。

なお、落札率は74.99%でございました。

工事の概要につきましては、45ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年8月4日。入札の方法は条件付き一般競争入札。

条件の主なものは、宮城県内に本店または支店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について、総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、宮城林産、太田工務店、ユナイティヴ、アートコーポレーション東北支店、ヤマムラの5社でございました。

入札回数は1回。工事場所は亙理町吉田字板橋地内で、46ページの位置図を参照願います。

工事内容は、汚水管布設工事で延長224.2メートルの区間において、推進工法、マンホール工、公共柵設置工、附帯工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものです。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まず初めにこのアートコーポレーション東北支店、亙理町に何度入札に参加されたのか、これをお聞きしたいことと、それからアートコーポレーション東北支店の2社の事務所、それからユナイティヴの事務所、2つ目、これちょっとお聞きします。

それから、同じ工事の入札にグループ会社の参加は問題ないのかどうか、この3点お聞きします。お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） まずアートコーポレーション東北支店のこれまでの入札状況、済みません、ちょっと今手持ち資料がございません。申しわけございません。あとグループ会社につきましては、これはちょっと済みません、あと確認いたしますが、基本的には別法人ということでもありますので、そこで制限ということはないかというふうに認識しております。（「あと事務所」の声あり）アートコーポレーション東北支店の事務所。済みません、ちょっと事務所も

今手持ちにすぐございませんので、あと確認させていただきます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今確認したのはグループ会社というのは、できるかどうかということでございますので、同じ工事に入札参加できるのかどうかということを知りたいんですよ。まずいいです、余り、3問しかできませんので。

それで今回、私ちょっと調べましたら、このアートコーポレーションとユニティヴ、これはグループ会社になっていませんか。それでこのグループ会社というのは、要するに今回こういうのに参加していいのかどうかということで、私グループ会社は参加していいのかということを確認したんですよ。それで亶理町の入札参加心得には、入札参加資格の（6）には正常な入札の施行を妨げる等というのがありましたけれども、これがここに当たるかどうかわかりませんが、そしてまたこの入札参加資格の地方自治法施行令第167条の4というところを調べました。これは本町の入札参加心得のところには入っていますので、不正な利益を得るために連合したときと、こういうのがございました。不正な利益を得るためじゃないとは思いますが、こういったグループ会社が入っている。なぜか私調べましたら、住所がアートコーポレーション、これは岡山県が本社です。そして宮城県石巻市に事務所がございました。そしてまたこのユニティヴ、これも石巻市にございました。同じ石巻市大街道というんですかね、この南2の10の1、とアートコーポレーションの石巻営業所の住所が同じなんです。そしてまたもう一つ、ユニティヴ、もう一つ見ましたら、遠田郡涌谷町にもあるんですね。これが本社かなとは思いますが、それで住所がユニティヴ、その下にユニティヴの住所があったんです。そうしたらユニティヴの住所が岡山県岡山市南区大福908の3。これがアートコーポレーションの本社と同じ住所になっているんですよ。この件についてちょっと伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 済みません、同一グループ会社が入札に参加していいかどうか、そここのところに尽きるかと思うんですが、正直そここのところの制限は私が認識する限りはしているということはないかと思えます。また入札率も今回74.99%ということと、あとはちょっとあくまで別法人になろうかと思うんですが、それが一緒に入札に参加することがどのような不利益を与えるのか、ちょっと私まず

想定されないんですけれども、今のところは問題はないのではないかという認識でおります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） これは入札の公平性を欠くのではないかと、公平性を欠く恐れがあるのではないかと私は思うんですね。やはり適正な入札契約の執行を図るためには、これはやはり入札参加の制限というのは設けなければいけないのではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 私も勉強不足かと思うんですが、その別法人のグループ会社が入札に参加したことの不利益がどこにあるのか、そこがちょっとよくわからないんですが。同じ、それであれば1社で入札すればいいところ3社でということは、それはあくまでグループ間での競争されているというふうに認識すれば、その今回も落札に74.99%でかなり低い落札でいったこともありまして、そこを不利益を被るから初めから排除するという、その理由がよくわからないんですが。

議長（佐藤 實君） ここで鈴木邦昭議員に申し上げます。今企画財政課長から資料の持ち合わせがなく、今これでここで採決をします。そうした場合に、その資料がなく、採決に加わることができますか。

14番（鈴木邦昭君） はい。

議長（佐藤 實君） いいですね。あとでそれをもらってもいいんですね。じゃあ企画財政課長はあとで鈴木議員に対してはその内容をお知らせお示し願いたいと思います。

企画財政課長（佐藤顕一君） 承知しました。

議長（佐藤 實君） 続いてそのほか質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 1点だけお伺いしますけれども、開削ではなくて推進になった理由についてだけお知らせください。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 大槻議員のご質問にお答えいたします。

この箇所につきましては、通常付近の工事に関してはこの前も議会のときにちょっと質問ありましたけれども、沈理工法という形の工法をとっているところもございまして、それからこの低耐荷力の泥水式ということで、これは推進工

法なんですけれども、予算というか費用的な面、それを比較、それからこの箇所については、一部県道の浜吉田、吉田浜山元線ですか、これらが入ってきています。それで県との協議の中で、開削工法、いわゆる開けっ放しの工事の件につきましては、余り好ましくないというようなことから、今回この箇所につきましては推進工法を採用してございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

- 1番（鈴木高行君） 今の財政課長の話で、町には余り影響ないというような答弁だと思うんですけども、やっぱり町には競争の原理は働いて、グループ会社かそれも見きわめていかないと。実際今同僚議員が質問したように、住所地が同じ石巻だと。同じ資本系列かもわかりません。だった場合、その同じ資本で同じ物件に入札した場合に、競争原理が働くかといえば、それはわからない。談合あるかないかも、実際の話ね。だけれども、ここに町は余り影響受けないと一切そういう話になるけれども、周りの入札に参加した業者、町内の業者とかこういうのがたびたび出てくる。もしこの業者がこのコーポレーションというのが。一般競争入札だから、どこに参加してもいいわけですね。5,000万以上だったら。出てくるとやっぱり業者間のいろいろ問題というか町に対してまたあそこにああいうのを入れてきてとか、あそこに落としてとか、そういう不信感も招きかねないのではないのかなと、一瞬私は感じる場所があるんですよね。何ぼ競争だって言ってもね。もうちょっと配慮すべき点も町内業者の育成というような観点からすれば、細かい仕事は指名競争入札でいいかもしれないけれども、こういう大きな一般競争入札になれば、排除できないという簡単な基準で決定するのではなくて、1社だけだったらいんだよ、これは。今鈴木邦昭議員が言ったように、同列会社で同じ資本で社長が分離して分かれているというのであれば、その辺何かにかの融通性というのはある。誰もがこれは疑念を持つ。その辺の考え方、企画財政課長が答えるか指名委員会の委員長が答えるかわからないですけども。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） ご意見ありがとうございます。これはちょっとほかの自治体の事例も参考にして勉強させていただきますが、万一グループ会社だけが入札に参加した場合は、ちょっとグループ間に入札のいろいろなのが働く可能性があるかと思うんですが、基本的には一般競争入札で、今回もそのアートコーポレーシ

ヨングループ以外も入札に参加されているかと思しますので、ちょっとそこところは少し勉強させていただきますが、ちょっと例えばになるかわかりませんが、例えばイトーヨーカドーとヨークベニマルが入札に参加したときにどちらかを排除するかという、またそれもちょうとよくわからない、それは勉強させてもらいますけれども、そのグループ間の入札の排除のあり方とかは少し勉強させていただきます。ただ今のところはあくまで一般競争入札の中で、排除する理由づけというのはちょっと私の中では認識できていないというところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第80号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第81号 工事請負契約の締結について（平成29年度
中央第3-1雨水幹線工事）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第81号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 続きまして、議案第81号をご説明させていただきます。

47ページをお開き願います。

工事名、平成29年度中央第3-1号雨水幹線工事。

請負金額、6,566万4,000円。契約の相手方、株式会社斎藤工務店でございます。

なお、落札率は99.97%でございました。

工事の概要につきましては、48ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年8月4日。入札の方法は条件付き一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について、総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、斎藤工務店の1社でございました。

入札回数は1回。工事場所は亶理町逢隈鹿島字弥陀内地内で、49ページの位置図を参照願います。

工事内容は、雨水幹線工事で延長41.55メートルの区間において、水路築造工、マンホール工、仮設工、附帯工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものです。工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） お伺いいたします。

この雨水幹線工事なんですけれども、いよいよ用水路の下を通すというサイフォン式の工事になると思いますけれども、これまでの今の状況のサイフォン式に比べてどれぐらいの大きさになるのでしょうか。この点まずお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 今回のサイフォンの形なんですけれども、まず大きさが今までは1,200だったと思います。これが1,800の大きさになります。一般的にサイフォンといいますと、上流部、下流部にかなり深い枡があって、その枡の下のほうで直線的に水路がつながって、いわゆる上流部、下流部の高低差で水が流れるんですけれども、今回については枡をかなり高くしています。それで用水路の下で直線的じゃなくて、新たにちょっと採用する工法なんですけれども、ベンブサイフォンと言いまして、塩ビ管を45度ぐらいの角度で下げてまた45度上げる。た

だ、高低差はあるので、流れていくというような形で、今までみたいに大きな泥だめが必要なくなるんですよ。今までみたいに年に1回頻繁に土砂を取っていたということが今後なくなるとまではいかないですけれども、かなりその頻度が少なくなるというような工法を今回採用してございます。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本当にいつもサイフォン式で下に泥がいつぱいたまって、本当に大雨が降るとあそこの部分、雨が上がっていたような状況ですけれども、このサイフォン式の今の工事なんですけれども、大体30年に1回とか50年に1回の大雨とかに対応できるような、そういう感じの対応を考えての今回の1,800のサイフォン式なんですか。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確率的には30年とか50年とかというそういうスパンじゃなくて、一般的には5年確率とかそういう形の設計をとってございます。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） もう1回、神宮寺でなくて倉庭住宅からのほうの流れが今度このサイフォンにかかると思うんですけれども、こっちのほうの工事も来年度に向けてやっていくというような、そういう流れなんですか。ここは本当に80メートルとか何か100メートルとかという年次計画の中で進めてきた工事です。ようやくサイフォンの部分に今回工事入るわけですけれども、ここまでの間に本当に倉庭住宅からの、そういうよく大雨のときに水がたまってしまうというような、そういう要望も受けていたと思いますけれども、今後そちらのほうの工事も考えていくというような、そういうことでしょうか。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） ただいまのご質問ですけれども、49ページの図面、平面図ありますけれども、ちょうど岩地蔵幹線用水路の岩という字のところで、ちょうど倉庭の住宅のほうから水路が流れ込むような絵がございます。今後、今回用水路のサイフォンのところなんですけれども、そこから道路に沿って南下しまして、今のところは恐らく100数十メートルそこまであるんですけれども、約あと2年程度を一応考えています。ただこれも国の予算を使いながら行っていますので、今

のところの計画は2年程度ですけれども、若干それ以上かかるかもしれませんけれども、ここまでいけば、ちょうど佐藤インテリアってインテリアの倉庫という会社があるんですけれども、そこまでいけばかなり倉庭住宅からの排水というのは解消されるのかなということで考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） また同じような質問になってしまいますが、今回99.97、要するに100%です。これはもう事前公表なのでどうしようもない、1社しかないということでしたけれども、この件については前回官製談合があったわけで、いわゆる職員を守るためと、それで事前公表したということですが、今後も町としてこのようにずっとまた続くようであっても、町としては続けていくのかどうか答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） この件は先日の8月の臨時会でも同じご質問頂戴したかと思うんですが、町のほうも今指名委員会、あと新庁舎建設工事の発注方式の検討委員会でも、この件を議論しているところでございまして、今まだ確定ではございませんが、方向性として新庁舎の建設の入札は、仮に1社の場合には不調というような形もとるということも1つの選択肢とっております。あとほかの工事についても、例えば工事代金での制限をするかわかりませんが、あとはスケジュール等見合いもあります。やはりこのまま1社の場合ですと、ご指摘の100%に近いということもあるので何らかの制限を設けるような検討は今進めているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 不調となったらやめるということですが、それよりも事前公表をもうやめたほうがいいのかなと私は思うわけですが、いずれにしても、余りこの正常な落札、正常な落札状況だと思いますけれども、私ども見ますと、やはり正常な落札状況ではないんじゃないかと思うわけですが、今後も注意を払っていく必要があるのではないかと考えております。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 1社の場合はやはりご指摘の100%近い落札率、ただ全体で見ますと、昨年の95%に比較しまして、8月末現在は85%ということで、全体で言えば10ポイント以上落札率は低下しているのです、入札制度改革の一定の成果は数値上にあらわれていると思いますので、そういうふうに理解しております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） みてみると今回、繰越は別にして新規が7本で、8月にも工事請負費はあるけれども工事は8本ぐらい議会のほうに提案されている。実際に8月と9月に出されたこの請負契約の10何本、15本か16本ぐらいですね。これが業者が決まってこれから工期が3月23日末が、そうした場合、昨年も同様だけれども、大体全部が繰り越しになるのかな。そういう懸念も持つんですね。だから工期はあるけれども、実際にその期間内にこれらの工事が終わるといような確信は持てるのか持てないのか1つと、まず前はの間町民の人に言われたんだけれども、工事箇所がいっぱいあっていつからいつまでこの工事箇所をやるんだというような表示板がない。以前はここの工事に看板がぱんと、青い看板でこの工事高は1億円、工期は何月何日から3月20日までという、こういう三角の看板が立っていた。このごろの工事は災害もあるけれども、そういう表示がなされていないので、いつまでやっているんだ、この工事。交通上の支障も出る。そういうことを町民に知らせることも必要ではないかというような声も出てきたので、その辺の考え方について1つ伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） まず最初の6月8月と工事のほうたくさん発注しまして、それの年度末まで終わるかということなんですが、今思っているのはほぼ終わると思って、その単位の工区で発注してございます。

あと看板につきましては、震災前後ぐらいから大きな件名板をかなりスリムなタイプに変えてございます。それを県のほうとかにもなってそのような形をとっておりますので、かなり伝える情報というのは少なくなっておりますので、そこら辺ちょっと周知のほう考えなければいけないかなと思っているところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第81号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第82号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度荒浜漁港フィッシャリーナ復旧工事）

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第82号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 続きまして、議案第82号をご説明させていただきます。

50ページをお開きください。

こちらは、工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成28年度（復交）荒浜漁港フィッシャリーナ復旧工事。

請負金額は、変更金額が3億127万4,640円であり、859万4,640円の増額。契約の相手方は株式会社阿部工務店でございます。

変更の概要につきましては、51ページの資料をごらんください。

変更契約年月日が平成29年3月27日。請負金額の増額が必要となった主な変更点につきましては、本工事において防波突堤及び波除堤につきまして、当初フィッシャリーナ施設の西側と南側に合計260.6メートルの延長で計画しておりましたが、漁協との打ち合わせにより漁船とプレジャーボートのすみ分けを明確化し、

航路の安全を確保するため、南側部分に63.4メートルを追加で延長し防波突堤及び波除堤工の延長を260.6メートルから324メートルとするものでございます。工期につきましては、変更前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 工期は来年の1月26日ということですが、現在プレジャーボート、何隻ぐらいの予定があるのか、素晴らしいところをつくるわけですから、それちょっと確認します。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この施設は震災前は100艇とめる施設でございましたが、以前も説明したと思いますけれども、今回は50艇ということで半分に削っております。その半分に削った理由につきましてもアンケート等を実施した結果、すぐにとめたいというお話があったのが30艇ほどございましたので、今申し上げましたすぐにとめたいという方の30艇をとりあえずの一番最初に埋まるのではないかとうちのほうでは考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第82号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第83号 町が行う土地改良事業の計画変更について

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第83号 町が行う土地改良事業の計画変更についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） それでは、議案第83号のご説明をいたします。

55ページをお願いいたします。

議案第83号 町が行う土地改良事業の計画変更について。

土地改良法第96条の3第1項の規定により、下記、町が行う土地改良事業の計画を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

事業名、震災復興畑団地整備事業、いわゆるいちご団地整備事業でございます。地区名、亘理地区でございます。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。

今回この議案を提出した理由でございますが、この震災復興畑団地整備事業の事業費でございますが、この事業費に関して10%を超える今回変更となるため、土地改良法に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず地図なんですが、こちらがいちご団地の地図でございます。そして57ページ、こちらが今回変更となる概要書でございます。数字の赤字になっている箇所が今回変更になるものでございまして、赤字が従前のもの、そしてその下段の黒の文字のほうに変更の数字というふうにごらんいただきたいと思います。

今回の事業費の10%を超えたものでございますが、上のこの57ページのちょうど真ん中ぐらいの段になりますが、事業費の合計の欄を見ていただきたいと思います。その合計が変更前は119億1,583万1,000円でしたが、今回その下段になります、102億2,101万2,000円となりまして、16億9,481万9,000円の減額になりまして、率で14.2%の変更になるものでございます。

それではその事業の変更内容につきましては、次の58ページをごらんいただきたいと思います。

こちらがその変更となる内容でございますが、上段から2段目の欄を数字の赤で訂正されている箇所の2段目をごらんいただきたいと思います。栽培施設、こちらのほうが大きく減額となっております。いわゆるハウスですとか中の栽培施設

でございます。こちらの事業費が大きく減額になりましたので、今回提出させてもらったわけでございます。その理由といたしましては、いちご団地の予定入植者、採択当初には128名で採択を受けておったわけでございますが、現在最終的には104名の入植者となっておりますので、その分が今回減額となりまして今回提出させていただいたわけでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 2点だけ質問させていただきます。

この採択になった減額ですね、農地の減少ということになると思うんですけども、こちらなぜこのような減少の採択になった理由と、またその農地の減少が本町の農業生産高に及ぼす影響というのをどのように捉えられているのか。2点お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 済みませんが、面積はほとんど変わらないんですが、入植者の減数でよろしいですか。

15番（木村 満君） ああ、そうですね。

農林水産課長（菊池広幸君） お答えいたします。

128名から現在104名になった理由でございますが、一番はそもそものいちご農家、いちご栽培、こちらから離農した方もいらっしゃいます。それに加えて一番大きいのがやっぱり採択要件だった8割、当初面積からの8割の規模で今回採択が認められました。ですのでその20%減がその入植者の方々からは不安視というか、一番その原因によりまして、2割減るんだったら自分で採択しようという方もいらっしゃったのが原因の主なものはこちらでは考えております。

なお、減数になった分で生産高がどうという質問でございますが、そちらに関しましては以前の土耕栽培、こちらに入植された方は土耕栽培だったんですが、その当時は反当たり約3トンから3.5トンぐらいの収穫量だったんですが、おかげさまで今回の団地では目標5トンという計画でございまして、昨年度の実績なんですけど、平均で4.9トン収量を上げておりますので、その分はカバーできているものというふうにこちらでは理解しております。

以上でございます。

15番（木村 満君） はい、了解です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第83号 町が行う土地改良事業の計画変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 町が行う土地改良事業の計画変更についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩に入ります。

再開は午後1時といたします。休憩。

午後 0時00分 休憩

午後12時55分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第84号 平成29年度亙理町一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第18、議案第84号 平成29年度亙理町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、議案第84号 平成29年度亙理町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別冊でお配りの平成29年度亙理町一般会計補正予算書（第2号）をご準備願いま

す。

1 ページをお開きください。

平成29年度互理町一般会計補正予算（第2号）は次に定めることによるものとし、第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,941万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億3,886万3,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による、とするものでございます。

初めに、歳出予算からご説明いたします。16ページをお開き願います。

本日は項目が多いため、金額の大きいもの中心にご説明させていただきます。

初めに2款総務費でございます。1項1目一般管理経費につきましては、右17ページの説明欄に記載のとおり、被災地域交流拠点施設整備事業補助金として、新町中区、新町南区、駅前西区、駅前東区、の4地区において使用する集会施設、仮称中央コミュニティセンターの建設に対して、2,500万を追加補正するものです。

続いて1項6目企画費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目4国際交流事業経費として、委託料285万円を追加補正するものでございますが、これは当初予算におきまして債務負担行為を設定した上で、年度をまたぐ日程で計画しておりました第22回互理町中学生海外派遣事業が旅行先の行事等の都合上、平成29年度来の日程で実施することとなったことから、追加補正するとともに、平成30年度予算分として設定していた債務負担行為を廃止するものでございます。また、細目20新庁舎建設事業費につきましては、工期等の精査の結果、平成29年度分の新庁舎建設事業費が当初予算計上を下回る見込みであることから、工事費1億8,540万円を減額補正するものであり、あわせて平成30年度から平成31年度までの期間で債務負担行為を設定するものでございます。

以上が総務費の主なものでございます。

続きまして18ページをお開きください。

4款衛生費につきましては、1項1目保健衛生総務費において、右の説明欄に記載の細目7保健福祉センター建設事業費として、建設工事費6,170万円を減額補正

するものでありますが、これは役場庁舎と一体で整備する計画の保健福祉センターについて、先ほどご説明させていただきました新庁舎建設事業費と同様、工期等の精査により、減額補正するものであり、あわせて平成30年度から31年度までの期間で債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして20ページをお開きください。

6款農林水産経費につきましては、1項5目畜産業費において、説明欄に記載のとおり、細目8畜産放射性汚染飼料処理事業費として、1キログラム当たり8,000ベクレル未満の牧草等の放射性物質汚染廃棄物について、亘理名取衛生処理組合ごみ処理施設での混焼処理の見通しが立たないことから、現在保管している農家の負担解消を図るため、本町単独で牧草地への還元処理、いわゆるすき込み処理を実施するための経費として、委託料、使用料及び賃借料等合わせて2,638万7,000円を追加補正するものでございます。

22ページをお開き願います。

7款商工費につきましては、1項3目観光費において、右説明欄に記載のとおり、細目5観光振興経費として、震災後中断している荒浜海水浴場の営業再開を目的として、海流海底等及び水質調査を実施するための委託料400万円を追加補正するものでございます。

続きまして8款土木費をご説明させていただきます。24ページをお開き願います。

4項2目公共下水道費において、右説明欄に記載のとおり、細目3亘理町公共下水道事業特別会計操出金として、8,182万5,000円を減額補正しております。こちらは後ほどご説明する亘理町公共下水道事業特別会計において、平成28年度決算で8,500万円の繰越金が発生したため、平成29年度当初予算で計上していた6億2,835万1,000円から今回公共下水道事業特別会計で計上する下水道受益者負担金システム導入委託料323万4,000円との差額8,182万5,000円を減額するものでございます。

次に、4項6目復興事業費において、右説明欄に記載のとおり、細目16避難道路新設整備事業費として1億202万9,000円を減額補正しております。内訳でございますが、13節委託料として町道五十刈線の整備事業の実施に係る用地測量及び物件移転補償調査等の委託料1,000万円を追加補正するほか、町道橋本堀添線整備事業の実施に当たり、事業用地の一部において取得が見込めない用地があることか

ら、土地収用法に基づく土地収用の事業認定手続きを行うために必要となる申請
図書作成及び環境予測調査等の委託料2,797万1,000円、合計3,797万1,000円を追
加補正するものでございます。なお、町道橋本堀添線整備事業認定環境予測調査
業務委託料につきましては、事業が2カ年にわたることから、平成30年度までの
期間で債務負担行為を設定いたします。

また、15節工事請負費として、1億4,000万円を減額補正いたしますが、これは
町道荒浜大通線整備事業の進捗状況を鑑み、工事費を減額補正するものであり、
合わせて同額を平成30年度までの期間で債務負担行為を設定いたします。

続きまして細目83防災広場整備事業費（公共ゾーン地区）につきましては、沿岸
地域及び津波浸水区域に居住する住民の一時避難所等として、公共ゾーン内の災
害時の防災拠点として機能する防災広場を整備するものであり、平成28年度に基
本設計及び実施設計が完了したことから、役場庁舎及び保健福祉センター建設に
合わせて、防災広場整備の事業に要する工事費4,610万円を追加補正するとともに、
工期は2カ年にわたることから、平成30年度までの期間で債務負担行為を設定す
るものでございます。

以上が土木費の主なものでございます。

続きまして10款教育費をご説明させていただきます。

26ページをお開き願います。

5項3目保健体育施設費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目8運動
場等管理経費として、宮前野球場改修工事費3,376万円を計上しております。宮前
野球場は、震災以降仮設住宅建設地として使用しておりましたが、野球場として
利用再開を行うため、前年度より施設の改修に着手しているところであり、今年
度につきましては、外野フェンス、ベンチ及び倉庫等の改修工事を行うため、追
加補正するものでございます。これにより宮前野球場の改修は全て完了する予定
でございます。

次に、細目9鳥の海公園陸上競技場・サッカー場整備事業費として、1,000万円
を追加補正しております。これは現在整備中の鳥の海公園陸上競技場、野球場の
施設の利便性の向上を図るため、更衣室等を含む管理棟を建設するため、実施設
計業務委託料700万円及び上下水道施設管理工事費300万円を追加補正するもので
ございます。

続きまして、29ページに記載の細目10防災広場管理経費につきましては、今年4月から供用を開始しているおおくま防災広場及びよしだ防災広場において、マンホールトイレ等の防災用具の保管施設が必要であることから、それぞれ1棟ずつ倉庫を設置する工事費として、合わせて312万円を追加補正するものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて説明いたします。10ページをお開き願います。

8款地方特例交付金につきましては、住民税における住宅借入金等の特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填する減収補填特例交付金を国の交付決定を受け、1,184万5,000円追加補正するものでございます。

9款地方交付税につきましては、こちらも国の交付決定を受け、普通交付税を5,272万円追加補正するほか、歳出で説明いたしました新庁舎建設事業費や避難道路新設整備事業費の減額補正等に伴い、震災復興特別交付税を5,173万9,000円減額補正するものでございます。

13款国庫支出金につきましては、宮城県被災児童生徒就学支援事業補助金の対象範囲見直しに伴い、スクールバス運行事業に係る補助金が減額となったことから、その代替として新たに僻地児童生徒援助費等補助金を活用することとしたため、861万4,000円を追加補正するものでございます。

14款の県支出金につきましては、2項1目総務費県補助金として、先ほど歳出の項目2款総務費でご説明いたしました集会施設（仮称）中央コミュニティセンターの建設に対する補助金として、被災地域交流拠点施設整備事業補助金2,500万円を追加補正するほか、2項6目教育費県補助金として、宮城県被災児童生徒就学支援事業補助金の対象範囲見直しに伴い、3節小学校費補助金、4節中学校費補助金合わせまして、2,264万2,000円を減額補正するものが主なものでございます。

次に12ページをお開き願います。

16款寄附金につきましては、昨年度に引き続き学校教育施設整備の目的で、株式会社小山ドライビングスクール様より150万円の貴重な寄附を頂戴したものでございます。

17款繰入金につきましては、今回の補正予算の調整財源として717万4,000円を財政調整基金から繰り入れるほか、今回の補正予算で役場新庁舎建設事業費を減額

するに伴い、その財源としての新庁舎基金繰入金を4億868万7,000円減額し、荒浜海水浴場の海流海底等及び水質調査事業の財源として震災復興基金から400万円を繰り入れし、その他避難道路新設整備事業費の減額補正等に伴い、東日本大震災復興交付金基金繰入金を7,075万円減額補正するものでございます。

20款町債につきましては、15ページに記載のとおり、臨時財政対策債の借入額の確定に伴いまして、460万円を追加補正するほか、今年度分の役場新庁舎建設事業に係る財源として、新庁舎建設事業債1億6,740万円を追加するものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして債務負担行為の補正についてご説明いたします。

4ページ第2表、債務負担行為補正をごらんください。債務負担行為の追加につきましては、歳出でもご説明させていただきましたが、役場新庁舎及び保健福祉センター建設事業について平成31年度までの3カ年で事業を実施する計画であることから、建設工事及び設計管理業務委託料について、それぞれ平成30年度から31年度までの期間で、限度額を設定するものでございます。

また、防災広場整備工事公共ゾーン地区、避難道路である町道荒浜大通線道路改良工事及び町道橋本堀添線事業認定環境予測調査業務委託料につきましては、平成30年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、平成30年度における限度額を設定するものでございます。

次に、債務負担行為の廃止につきましては、こちらも歳出欄でご説明いたしましたが、第22回互理町中学生海外派遣事業が平成29年度中の事業日程に変更となることから、平成30年度分の債務負担行為を廃止するものでございます。

最後に第3表、地方債補正をご説明いたします。

5ページをごらん願います。

まず地方債の追加でございますが、先ほど歳入20款町債でご説明した庁舎建設事業債の借入に合わせて限度額として1億6,740万円を設定するものでございます。

次に、地方債の変更でございますが、こちらも先ほど歳入20款町債でご説明したとおり、臨時財政対策債の借入額の確定に伴い、460万円を追加補正したことに合わせまして、借入限度額を4億730万円から4億1,190万円に460万円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 21ページ、畜産業費で細目5畜産放射性汚染飼料処理事業費、2,638万7,000円。これは東京電力に請求すべき金額かと思うんですが、後ほどです。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） お答えいたします。

当初の計画では、東京電力のほうに請求する予定でしたが、先日県の環境部のほうからご指導いただきまして、国の補助事業に該当するのではないかとということでお話がありまして、現在県の方と協議をしております、東京電力のほうへ請求するほうと国のほうに請求する補助金として、両方とも並行して現在進んでおりますが、県のほうからはいい返事を内々的にいただいておりますので、最終的には補助事業に該当する部分は補助事業として交付申請する予定で今進んでおります。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 今の話の結論は、町からの持ち出しはないというふうに理解してよろしゅうございますね。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 町の持ち出しにつきましては、補助事業の対象になるものを今現在県のほうとすり合わせをしている状況でございますので、最終的にはこちらでは全て認めてもらう方向では進めておりますが、まだその補助対象となるものがもしかしたら該当にならない部分が出るかもしれませんので、その部分は町持ち出しという結果になるかもしれませんので、その点はご了承いただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 21ページ、今の放射性汚染の飼料処理の委託ですね、還元処理作業委託1,559万7,000円、これの説明では8,000ベクレル未満牧草のすき込み処理を実施するということでの委託でございますが、この委託の内容、もう少し具体的にお願いをいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） お答えいたします。

全員協議会で皆様にお配りした資料の、作業のすき込み工程の内容なんですが、まず今現在保有している牧草をすき込むように裁断いたしまして、それでその圃場の耕起を図ったり、そして散布、散布しましたら反転耕起、そしてまた固めて、そして土壌散布するという、そういう農林水産省で定めている工程があるんですが、それにのっとり全て行いう業務でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） ですからこの1,500万円の地元の農家に対して委託するのか、業者に対して委託するのか、もう少しそのところをお願いしたいということでございます。

それとまず阿武隈の河川敷のほうにすき込みするわけでございますけれども、地元のほうからの理解を得ているのかどうか、まず誤解を招かないような丁寧な説明が必要かというふうに思うんですけれども、その辺の考えはどうか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 委託に関しましては、今考えているところがこの作業ができるのは宮城農業公社、そちらのほうに業務を委託する予定としております。

住民への理解に関しましては、現在町民生活課と日程を調整しておりますが、高須賀地区と小山地区の住民を対象といたしまして住民説明会の日程を現在区長さんと調整している段階で、住民説明会を実施する運びとなっております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 17ページですね、2点ほどお伺いします。

国際交流事業費の中で、亘理町中学生海外派遣事業委託料と、言うなれば今北朝鮮のミサイル問題がマスコミで報道されています。いろいろ新聞報道を見ると、海外研修といいますか、こういったものが取りやめになっている学校が見受けられるんです。これについて町としてどういうふうにこの社会情勢が変化した場合の取り組み、どのように考えておるのか、まずその辺が1点。

あともう1つはちょっと素朴な質問になるんですが、27ページ、体育館の工事請

負費について、この辺の考え方。まず荒浜体育館の需用費、修繕料、それから吉田体育館の修繕料、この辺の中身についてお伺いしたいと、とりあえず以上です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） ではまず私のほうからは国際交流事業の考え方についてご説明いたします。確かに今の国際情勢で修学旅行がグアムが中止になったりというような状況で、実はこの中学生海外派遣事業も、平成15年のときにイラク戦争が起きたときに日程を変更して延期したということもございます。もちろんこのところは海外情勢を考慮して柔軟に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） それでは吉田体育館と荒浜体育館の修繕の関係でございますけれども、吉田体育館につきましては、一部天井のところの照らす電気なんですけれども、吊り下げ式で電気交換できるやつが一部戻らなくなったということで、そのモーター自体が現在もう扱っていない、製造されていないということで、1カ所なんですけれども、そこにだけLEDの電気にかえる工事ということで40万を計上してございます。あともう1つ荒浜体育館につきましては、非常灯の関係が開館以来、全然交換していなかったということで、点検時にそれが発覚しましたので、非常用のバッテリー9台を交換する工事となっております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 海外派遣については、やはり子供たちの夢をそがないように、やっぱり社会情勢いろいろどうなるかわかりませんが、ぜひとも前向きに一つ実施できるような方向で検討していただきたいなというふうに申し上げたいと思います。

それから体育館の関係なんですけど、今話を聞きますと、特に荒浜体育館の修繕ですね、あそこ体育館の屋根の南側の雨どいといいますか、もう雨が降ると特にあそこを通るのがびちゃびちゃになってどうなのかなという箇所があります。その辺を今後修繕するように一つ調査した上で施行していただきたいなと思います。

以上申し上げておきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 27ページの下段になります。鳥の海陸上競技場内サッカー場整備事業の委託料、これは管理棟（更衣室）実施設計業務委託料700万が計上されておりますが、この施設の具体的な内容、面積も含みましてご説明お願いしたいと思っております。

また、先ほどの議案の平面図を見ているんですけれども、当初からこれは計画されていた施設ではないと認識しているんですけれども、どの場所に設置を予定しているのか、この点お願いします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） まず設置場所につきましては、北側のところに駐車場を整備するわけなんですけれども、そのところに設置する予定で考えてございます。

それとあと管理棟兼更衣室ということで、メインは更衣室につきまして4室設置する予定でございます。その中にはシャワー室も完備するというので、あと管理棟と書いてありますけれども、管理棟自体は電源関係をそのところに集中して管理するというようなことで、人の配置も若干人が入れるスペースも設けますけれども、基本的には更衣室がメインだという認識をしていただければなと思っております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そうしますと4部屋と、男女の更衣室及び各シャワー室ということになると思いますが、この大体の収容人員と申しますか、その更衣室の収容人員確認いたします。

そしてあとここには管理人を配置するのでしょうか。そしてあとまた野球場とここは陸上競技場、あと当然サッカーもこの3施設が全て共用するような施設ということでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 別にサッカーに限らず陸上競技場あとは野球場の関係、そういう方みんなで使えるような更衣室ということでございます。

あと人数につきましてはちょっとお待ちくださいね。済みません、ちょっと人数については今現在わかりませんので、あと後ほどお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 9月6日の一般質問の中で木村 満議員が質問した内容の答弁の中にこれから照明灯の施設整備を進めていくのかというお話がありまして、答弁内容は照明灯の施設設備を進め、サッカー競技専用の位置づけとして考えているというお話がありました。ここのこの施設の一部にはなろうかと思いますが、全体的なサッカー場も含めた競技場としての位置づけのはずなのに、答弁の中では照明灯の施設整備についてはサッカー競技専用の位置づけという話がありましたけれども、今この更衣室については全体的な共用スペースだというお話がありましたが、その答弁については照明灯については当然競技場も全て網羅するような照明器具だと私は認識するんですけども、何か答弁ではサッカー場競技専用の位置づけだというようなお話がありましたから、その辺の整合性はどのようなお話なのかということで再度この場を借りてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 木村議員の一般質問の中では、サッカーの関係での一般質問の内容でございまして、フィールド部分についてはサッカー専用の競技場として考えているということで答弁させていただきました。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 17ページの2款1項1目一般管理経費のところでございますけれども、ここに中央コミュニティセンター（仮称）となっております。2,500万。ここは土地は町の土地だったかとは思いますが。土地代が含まれないで2,500万、建物だけでいきますと、48.4坪なので坪当たり51万6,000円と、こうなるわけですけども、それで前回全員協議会で説明がございました。図面を見ますと、広間が2つ、それから調理室、ホールとトイレが3カ所ですね。これだけのものなんです。これで坪当たり51万6,000円。どういうものなのかちょっと確認したいんですがお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 補助の額が2,500万ということでさせていただいておりますが、まだ具体的に、出したのが例といいますか概算でのやつだったんですね。今具体的にはどのくらいの額になるか、見積もりをとっている状況なので、それが

はっきりしてあと説明できると思います。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） わかりました。それでこれは特に基礎の部分ですけれども、これはベタですか、それとも布で行くんですか。確認します。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 今の建物なので、ベタになると思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 17ページでございます。これの中の新庁舎建設事業費ですけれども、町民への説明といたしますか、今後こういった形になってくるのか。

あと次に、21ページ、先ほど来出ています放射性の関係ですけれども、中身は先ほどお話しはされましたけれども、8,000ベクレル以下ですから、言わば線量の測定もここの中に入っているのかどうかについてお聞かせをまずお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） まず新庁舎の住民説明について私からお答えさせていただきます。先日も全員協議会でも報告したように実施設計が間もなく10月下旬を目途に完成される見込みですので、それに合わせて住民説明会のほうも対応したいというふうに今スケジュールを合わせているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 先ほどのすき込みなんですが、個人で堆肥化される方がいらっしゃると思います。その方の分は今年度で作業が終了しますのでこの中に測定料は含まれておりますが、河川敷の処理のほうは何せ今から作業してその還元後に測定するもので、河川敷の測量費は来年度に計上させていただくという運びになっております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） それと23ページ。7款1項3目の観光振興経費の中の委託料、海水浴場ですけれども、この海水浴場、ここの分の調査の結果次第だとは思いますが、再開を今の段階で問題なければ、再開をいつころと考えているのか、そ

れをお聞かせ願いたいのと、それから25ページ。8款4項6目の委託料、この用地取得の見通しについてお聞かせ願いたい。この2点お願いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 海水浴場の開設につきましては、今回の調査が全ての基礎となりますので、その調査である場所が海水浴場として適するものだというふうの結果づけられました以降、そのあとに海水浴場に必要な駐車場とかの整備がございますので、早ければ来年オープンしたいところではございますが、多分駐車場の整備にも相当時間がかかるとお思いますので、来年すぐに開設というのは今の段階ではちょっと申し上げることができないとお思います。早ければ再来年の夏にはオープンできるのではないかと考えております。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 用地取得の見通しですけれども、橋本堀の関係でよろしいでしょうか。ただいま1名の方の協力をいただけないということで、今回土地収用法に係る委託費のほうを計上させていただいております。これから土地収用法の裁決までにかかる年数としましては、約2年半、2年6カ月を想定しております。できる限りこれを短くできるように進めてまいりたいとは思いますが、今の通常で進めますと2年6カ月を計画してございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 済みません、五十刈線。こちらのほうの用地取得については。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 続きまして五十刈になりますけれども、五十刈につきまして、今設計が終わっている部分につきましては、1件の方が相続で契約はできないんですけれども、そちらの方からは施工承諾をいただきまして、工事のほうは完了しております。あと国道6号線のほうの設計ができ上がりましたら、そちらのほうの用地に入っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） ちょっと5点ほど聞きますよ。

まず11ページ。このスクールバスの金額が800幾らになっています。僻地って亘

理町は僻地だかどうかわかりませんが、僻地補助金というような考えで、この補助はいつまで続くのかということですね。それでスクールバスの送迎は亙理町としていつまでやる計画でいるかということが1つですね。

その次は11ページの下の方の就学支援事業補助金、これ相当減額しているけれども小中学校で、その原因、4月当初か5月当初に就学のこの補助の決定はしていると思うんですね。それでこんな大きな減額になったということは、非該当になったのか、辞退したのか、その要因についてお伺いいたします。

あと17ページにいきます。この新庁舎建設費の減額、これの減額したことによって、最終的な建設工事の末の期間、今の予定で行くと31年の3月が工事完了という予定だったのかな。その工事完了の工期にこの減額が影響するかしらないか。保健福祉センターも同じなんですけれども、工事が遅れているから来年度以降に回すというけれども、それが最終末の工期に影響を与えるのか与えないのかということですね。

あと25ページ。公共ゾーンの防災広場。これ多目的広場というようなことだろうと思いますけれども、今回はトイレが主なものか何かわかりませんが、この多目的広場の内容、倉庫の面積だと思いますけれども、基本設計は出ているけれども今度実施設計に入るのかな。基本設計でどのような設計をこの多目的広場に組んでいるか。それを踏まえた実施設計に入ると思うんですけども、その辺の内容について、多分これも議会基本条例から言えば公共ゾーンの中なので、事前説明があつてしかるべきだと。公共ゾーンの施設整備については。そういうものはまずなかったということが一つ挙げておきます。どのような内容なのか。

あと先ほどからサッカー場の話が出ていますけれども、この管理棟には全部を管理するくらいの機能を持たせるのか。人員を配置していろいろな施設を管理する管理棟になるのか。1つはね。そしてあとはナイター設備なんていう話が出ていますけれども、私が見るには亙理公園のナイター設備、25年ぐらい前かな、ナイター設備管理をしたのは。と思いますけれども、当初5年ぐらいはナイターも使っている人は結構あったけれども、いずれじり貧になって、今使っている人なんてナイターついているなんていうのは余り見たことがない。横を通っても。維持管理はかかるし。だからサッカーの需要人口としてナイター設備は適当なのかと、その辺も実施設計の中でよく検討していただいて、将来にわたっ

てナイターつけたってただ棒立っているようではどうにもならないしね。その辺のもよく内部で検討していただきたいと思います。

これらについて説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） それでは鈴木議員にお答えいたします。

僻地児童生徒援助費等補助金、それから宮城県被災児童生徒就学支援事業補助金についてのご質問ですが、これはスクールバス関連でございます。実は町内3校において運行しておりますスクールバスに関しまして、宮城県被災児童生徒就学支援事業、これで全て満額スクールバスは対応しておりました。その所管する宮城県教育委員会の義務教育課のほうから、申請をしたところ5月になってその全額については今後そういったことは行わないということが申し送られたんですね。それで本当に実際に被災により生活困窮となった状況が現在も継続している者が対象になるよというようなことで、全面的に見直すよという指示がございました。それに伴って被災地のスクールバスを運行している市町村は大分困惑したんですけども、それで県のほうも急にこういう、今はもう契約が既に終わった段階でそういうことを言われたものですからどうしようかということで、いろいろ県のほうも事業を探していただいて、そこで僻地児童生徒援助費等補助金いわゆる遠距離通学費と、激甚災害に係る通学費ということで、この事業を探していただいたという経緯がございます。正直申し上げますと、宮城県被災児童生徒就学支援事業に関しましては、実際の就学援助ですね、震災に遭って就学援助を受けている者が対象になるよということでこれを算出したところ、715万9,000円くらいにしかならなかった。実際今スクールバスを運行する経費として2,754万8,000円ほど計上しておったわけなんですね。それで全てそれが町持ち出しになってしまうのかと、2,000万近くですね。それはちょっといろいろ我々も困惑しまして、先ほど言ったようなその僻地児童の関連を見つけていただいたと。

それとあわせてあと企画財政課と今相談しまして、あとの財源、いろいろ差引くと1,100万くらいになるんですが、それに関しましては震災復興特別交付税の措置を今後とっていきたいというようなことの話し合いを今しているところでございます。それで来年度以降、各学校のほうにもちょっと申し送ったんですけども、現在120名ほどのスクールバス利用をしている児童生徒がいるわけでありませ

が、今後、例えば亘理地区の震災復興住宅から通っている、区域外通学を認めている児童に関して町のスクールバスも運行しておりますので、それで対応したいというようなことで学校のほうには申し送りしているところでございます。

あわせて17人くらいに該当するというようなことでやっております。ただ荒浜中学校に関しては、今後自転車通学等、そういったことを考えていただくような形で平成30年度以降考えていただくように検討しているところです。また荒浜地区の高須賀地区から通っている児童に関しては、従来あそこはミヤコーバスが通っていたところなので、それもさざんか号のルート変更できないかということで、今企画財政の担当といろいろ来年度以降、協議しているところでございます。ですから基本的には現在運行しているスクールバスに関して、来年度以降廃止をして、ただ区域外を認めている子供に対しては、町で所有しているスクールバスを運行していこうというような形で今考えております。

以上です。（「就学援助はどうしたの」の声あり）

この宮城県被災児童生徒就学支援事業の主な減額がこのスクールバス関連なんです。そういうことなんです。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） では私のほうから新庁舎とあと防災広場のほうご説明させていただきます。

今回新庁舎建設で当初4億7,000万円から1億8,500万減額いたしております。ただこの当初予算の4億7,000万計上したのは、その当時まだ実施設計も完了もしていない中で、一応最大限の工事費を計上したということでございまして、今回の補正は10月末、先ほどご説明したように10月末実施設計が完了いたしますが、大体その工事費なりが見えてきた中なので、ここで少し確度が高い工事費に減額補正をさせていただいた上で契約の運びを考えているところでございます。今回は減額補正した上で債務負担行為を設定して、契約をするためにより精度の高い工事費に減額補正していただいております。またこれが工事の工期なりスケジュールに与える影響ですが、結論から言いますとスケジュールは当初予定どおり31年度に完成ということは当初予算要求のときから今のところ変更はございません。

また公共ゾーン防災広場の件でございますけれども、こちらは28年度中にもう実

施設まで完了していたものでございます。基本的な機能を一応ご説明させていただきますと、この1万3,000平米になったところにもあるんですが、基本的には荒浜地区及び吉田東部地区の沿岸地域、また津波浸水区域にお住まいの約6,000名のうちの3分の2相当の4,000名が避難するという想定、またあと必要なヘリポートとかあと車両駐車スペースとか、物資配分スペース等、その積み上げで1万3,000平米というふうに積算しているところでございます。

またあと先ほど新庁舎特別委員会などに諮るべきということだというご意見いただいたと思うんですけども、あと特に今後ソフト面の利活用ということも非常に重要になってきておりますので、実は10月の中旬ごろに新庁舎の実施設計の完了前に一度新庁舎特別委員会の全議員の皆様にお諮りするときに、あわせてこの防災広場なり調整池も含めて今後の利活用等にもいろいろとお諮りさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 陸上競技場のサッカーの関係でございますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、管理棟というよりは基本的には更衣室がメインだということで、そこに管理人とかそういう方を置くというようなことではございません。ここの基本的に管理室というのは、将来的に放送設備とか電光掲示板とかそういう機器類をそこのところで操作するというような場所ということで捉えていただければなと思ひます。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） それからナイターによる需要があるのかというようなことでございますけれども、例えば仙南地区において大人のチームも16から20チームくらいあるんです。ただし非常に子供と違って試合会場を探すのに苦慮しているという部分があります。それはなぜかというところとちょっと企業のチームが撤退している部分があつて、今まで企業のグラウンドか何かで使えたものがそういったものが使えなくなる状況がありまして、なかなか亙理町の場合もそうなんですけれども、大人がゲームをやるところが少ないんですね。それをぜひうちのグラウンドに呼び込みたいなという考え方もございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 大体おおむね了解したんですけれども、この防災広場、これ1万3,000平米というと相当な広さなので、これを有効活用するという事は今度10月の委員会のほうにかけていろいろ意見をいただくというような話なんですけれども、やっぱり委員会はどのぐらいのメンバーだかわからないけれどもね。やっぱり利用者というのは何に使いたいという人はいっぱいいると思います。いろいろなバックゴルフやっている人もグラウンドゴルフやっている人も、いろいろやっている、子供たちもいるし、あそこの地理的条件から言ったらみんな集まれるようなところなので、そういう諸団体の要望とか意見なども聞いて、あそこがどのような利活用できるかというのを本当に明確にして、ここに来たらこういうことみんなできるよ、その代わり分割して使えとか何とかとそのような利活用の方法まで考えたこの1万3,000平方メートルだったらいいんだけど、芝生管理で金かけてそのままぼんと置いておくのでは本当に無用の長物になるし、前にね、メジョリばり眺めているような広場でなくて、そのように人が遊んでいる広場にしていきたいなということを委員会のときに文句言って、あと周りの意見も聞いてすぐ決めるのではなくて、そういうことを発想として入れていただきたいと思います。

さっきナイターのこと話して、今実業社会人をとり込むサッカー場というような話出てきたけれども、実際本町にサッカーのナイター施設があって社会人が来るかという、私はちょっと疑心暗鬼ですけれどもね。その維持管理費、ここの亘理公園のサッカーだって、野球場だって初めつくったときは社会人も我々みんなが大人がやっているわけだ。子供はナイターなんてやっていなかったんです。鳥の海公園の野球場は。それで大人がやって、我々野球部も使ったし、全然大人が使わなくなってくるんです。それでこの社会人の野球、サッカークラブというもどぐらいかわからないけれども、野球から比べればマイナーなほうだわね。考えてみれば。それらを照準にしたサッカーナイターに照準を当てるということは、利活用からすれば余り効果的ではないのではないかなと私は考えるんですね。その辺についてもう1回。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 先ほども申し上げましたとおり、結構大人のチームってございます。それと前日の一般質問にもありましたけれども、中学校の部活の

問題がありましたけれども、今中学校のクラブチームというのも結構出ているんですね。そのクラブチームもなかなかナイターでやる、学校終わってからやるものですから、なかなかその施設がないということで、いろいろ四苦八苦しなからあちこちのナイター施設があるところを探し求めて練習をやっている、そういうような状況もあるので、サッカーに関しては多分に需要があると私は考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 17ページです。一番下のところの事務改善経費の中の委託料です。ここに行政区再編に伴う電算機処理業務委託料ってあるんですけども、行政区の再編ということがあってのことなんでしょうか。それとも何かこれから計画してということなのかどうかということと、もう1つなんですけれども、23ページの土木費のこの真ん中のところですか。車両管理費のところですか。備品購入費と需用費同じ金額でマイナスとプラスになっているんですけども、私が想像したのは、車1台買うのをやめて修繕にするのかなというふうに思ったんですけども、同じ金額になるというのはちょっと考えられなかったものですから、その説明をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 私から2款総務費の13目事務改善費、こちらご説明させていただきますと、こちらは下茨田南地区の世帯増加によりまして、行政区を再分割することに伴いまして、住民情報システムの住民マスターを一括変換処理する必要があるために予算計上をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 備品購入費でございますが、こちら当初予算で560万いただいております、6月ぐらいに執行して2トン車1台を購入しております。そして2トン車が354万5,000円ということで、その差額分205万5,000円、これが発生しまして、今後タイヤローラーとかの車検がございまして、修繕料のほうでちょっとそちらを使いたいというのがございまして、それに備品購入費をもう今年買うものがないということで、残った予算をそのまま移動したような形になってございます。

議 長（佐藤 實君） 7 番安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 行政区のことなんですけれども、下茨田のところということで区は了解いたしましたけれども、実際問題としてこの区の分区はいつごろから行われるものなのか。あと住民説明会はある程度終わっているのかとか、線引きもきちっと済ませているのかどうかお伺いたします。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 所管的には企画財政の企画班になるんですけれども、ちょっと課長まだその辺のところ認識不足だったと思いますが、下茨田南区ですね。小野議員もおられますけれども、江下団地の関係とか、やっぱり住民がふえたということで、地元の区長さんたちからもご相談があつて、確か来年度で区を二分するという情報の情報は受けております。その説明等についても区長さんを中心になつて役員さんとかと今進めている段階だと思っております。

以上でございます。

7 番（安藤美重子君） はい、了解です。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第84号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よつて、議案第84号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第85号 平成29年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第19、議案第85号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） それでは別冊の平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）をご用意願います。

そして1ページをお開き願います。

議案第85号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,450万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,572万9,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたしますので10ページ、11ページをお開き願います。

8款1項1目でございますが、賃金の170万1,000円の増額は、栄養士職員が産休に入ることから、代替となる臨時職員の賃金170万1,000円を追加補正するものでございます。

続きまして11款1項3目償還金2,319万4,000円の増額については、平成28年度分の療養給付費負担金等償還金の精算に伴い、返還額が確定したものによるものでございます。

続きまして11款1項4目でございますが、療養給付費交付金返還金960万9,000円の増額については、平成28年度分の退職者医療療養給付費交付金の精算に伴い、返還額が確定したものによるものでございます。

続きまして歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

6款県支出金でございますが、歳出でご説明いたしました特定保健指導事業費に対して県から財政調整交付金が10分の10で交付されるため、170万1,000円を増額するものでございます。

続きまして9款2項1目財政調整基金繰入金は、歳出でご説明したとおり平成28年度分療養給付費負担金等の精算に伴う償還金の財源として、3,280万3,000円を

追加補正するものであります。これによりまして、基金残高でございますが、今回補正が認められますと3,280万3,000円を減額しますと、7億8,379万1,000円となります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第85号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第86号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第20、議案第86号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第86号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊の予算書をお開きください。まず1ページ。1ページをお開きください。

平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万

4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,431万5,000円とする。

それでは歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費323万4,000円の追加補正でございますけれども、下水道の受益者負担金システムの導入に伴う委託料の増額ということでございます。これにつきましては、これまで委託で行ってございました受益者負担金の管理処理を自前で行うためのシステムを導入するための費用ということで、これによりましてより迅速な処理を行えるということから、今回増額ということでございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、戻りまして8ページ、9ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金8,182万5,000円の減額補正ですが、一般会計からの繰入金の減額ということでございます。

5款1項1目繰越金8,505万9,000円の増額補正ですけれども、平成28年度決算によります繰越額の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） システム導入をして迅速な処理をやるんだということなんですが、3点ほど質問いたします。

まず1点目はこのシステム導入委託会社がまずどこなのか、そして次はこのシステム導入に当たって、職員の研修、こういったものはあるのかどうなのか。3点目はこれを導入したことによって下水道事業の経費、費用対効果というんですか、どのぐらいの経費が潤うのか。その辺の3点についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） これにつきましては先ほども申しましたとおり、もともとやっていた業務ということでございます、まずはですね。これまでは業者ですけれども、富士通のエフアイピーさん。富士通エフアイピー。町民生活課とかに入っています関係の業務ということでございます。これにつきましては、まずその富士通エフアイピーで行っていた業務というのが、これまで受益者負担金を賦課す

るときにいちいちそのデータを送っていたんですよ。それが富士通の1つのセンターで処理して、それでこちらにそのデータを落としてもらっていたというような処理をしていたんですけども、その処理を富士通のほうで平成29年度で終わりたいというようなことがまずありました。これまでは町のほうから委託していたんですけども、そのいわゆるセンター処理という方式をもうやめるんだよというようなことから、もともとは亘理町含めまして仙南地方の9市町、これがそのセンター処理ということで業務をお願いしていたんですけども、これが今現在亘理町のみ委託業務ということで、その業者についても今年度でもうその処理をやらないんだよというようなことから、その受益者負担金、これまでもそのシステムで持っていたんですけども、その処理を町の職員、町の中で行うと。ですから業者にそのデータを1回送って戻ってくるという処理がまずなくなります。毎年4月説明会を行って、1年当たり約300件近くの新規の賦課というのがあったんですけども、それが徐々に少なくはなっているんですけども、こういう処理が毎年出てきているというようなことをこれからは町の中でそのシステムを導入してやっていこうというようなところでございます。

その中で研修を行うのかということで、これが先ほど申しましたとおり受益者負担金の賦課というのが毎年4月に賦課しています。そのときの説明会までに処理をしなければいけないということで、2月、3月にはデータとして持っていなければならないというようなことから、今これを導入させていただいて、その間そのシステムの中に今まで入っていたデータを全て入れ込んで、そこからの作業というようなことから、特に研修という形はとりません。その機械の研修とまではいかないですけども、機械の操作の研修と言っていいのかわからないですけども、機械の操作の研修は行いますけれども、それほど大きな意味の研修ということではございません。

それから費用対効果なんですけれども、これまでは当初予算見ていただくとわかるんですけども、85万ほどの予算をとっていました。今回これを導入することによりまして、年間の補修費用からいいますと今後20、30万弱の金額でメンテナンスができるというようなことから、初期投資に関しては多少大きな金額にはなりますけれども、数年後には同等あるいはマイナスという形の処理ということで考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） ということは、この今回の320万何がしのこのシステム委託料というのは、職員に今度は直に今までのデータの取り出しといいますか、こういったものをやるために、今回までは富士通にデータ入力させるんですよという理解でいいんですか。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 今年度分については今までと同じ処理をします。来年度からはこのシステムを導入することによって、自前で行えるというようなことを考えてございます。

3番（小野一雄君） 了解。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第86号 平成29年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 平成29年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第87号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第21、議案第87号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、別冊の平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算書（第1号）をご準備いただきたいと思います。

初めに1ページをお開きください。

議案第87号についてご説明申し上げます。

議案第87号 平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,399万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、介護給付費負担金の精算により、返還金が生じたものが主なものでございます。

それでは初めに歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

11ページ下段、右側の説明欄になりますが、平成28年度分の事業費の確定に伴いまして、介護給付費負担金を精算した結果、返還金が生じることから、6款3項1目返還金といたしまして、2,910万円を追加補正するとともに、その財源といたしまして、5款1項1目基金積立金を2,901万9,000円を減額し、充当するものでございます。

続きまして歳入、8ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてですが、ただいま歳出でご説明いたしましたとおり、事業費の確定に伴い、繰越金も確定しましたことから、9款1項1目繰越金8万1,000円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第87号 平成29年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 平成29年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第88号 平成29年度亙理町水道事業会計補正予算
（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第22、議案第88号 平成29年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の平成29年度亙理町水道事業会計補正予算書をご用意ください。

1ページをお開きください。

議案第88号 平成29年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条 平成29年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第1項企業債。既決予定額1億5,730万円に230万円を追加し、1億5,960万円とするものでございます。

第1款第5項国庫補助金。既決予定額2,693万3,000円から227万円を減額し、2,466万3,000円とするものでございます。

支出。第1款第1項建設改良費。既決予定額3億1,727万1,000円に4,200万円を追加し、3億5,927万1,000円とするものでございます。

第3条 予算第5条に定めた起債の目的及び限度額は、次のとおり補正する。

起債の目的と限度額。配水管整備事業。既決限度額 1 億5,620万円に230万円追加し、1 億5,850万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、国庫補助金の生活基盤の施設耐震化等交付金額の確定と建設改良費で避難道路、これは橋本堀添線ほか道路改良工事になります。それから下水道工事等の施工に伴い、新たな配水管布設が必要になったことによるものが主なものでございます。

それでは2ページ、3ページをお開きください。

資本的収入。1款5項1目国庫補助金の227万円の減額補正につきましては、先ほども申しましたとおり、生活基盤施設耐震化等交付金の減によるもので、交付金事業の採択状況等によるものでございます。この事業は、避難道路の町道五十刈線と同一路線で、配水管の耐震化を行っているところでございますけれども、この減額を補うために1款1項1目企業債によりまして230万円の追加補正を行うものでございます。

それから資本的支出。1款1項3目改良事業費の4,200万円の追加補正につきましては、これも先ほど申しましたけれども、避難道路橋本堀添線事業の進捗によりまして、配水管布設工事として関連する町道大畑浜北線、これらに配水管を埋設すること、また下水道工事にあわせまして下郡地内等に配水管を埋設することによるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第88号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 平成29年度亘理町水道

事業会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第23 報告第14号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第23、報告第14号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） それでは報告第14号 専決処分の報告（賠償額の決定及び和解）について説明申し上げます。

59ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成29年8月7日に損害賠償の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったため、議会へ報告するものでございます。

60ページをお開き願います。

専決処分書の内容をご説明いたします。

こちらは、平成29年3月10日に亘理町逢隈田沢字鈴木堀6番地8号、逢隈地区交流センター駐車場で発生いたしました公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分をしたものでございます。

今回の専決処分の根拠でございますが、平成16年亘議発第10号第2項にある損害賠償及びこれに伴う和解については、法律上町の義務に属する損害賠償につき、1件120万を超えない範囲内において専決処分で行うとの定めによるものでございます。

和解の内容及び損害賠償の額につきましては、61ページの別紙をごらん願います。

和解の相手方は齋藤 伸。和解の内容は、亘理町は本件事故に対して補修費として、相手方に対し7万2,187円を支払うものとする。相手方と亘理町は、本件事故に関し本条項に定めるもののほか今後いかなる事情が発生しても、異議申し立て

をしないことを双方とも確約するとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第14号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第24 報告第15号 平成28年度亶理町健全化判断比率及び資金
不足比率についてから

日程第25 報告第16号 平成28年度亶理町水道事業会計の資金不足
比率についてまで

（以上2件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第24、報告第15号 平成28年度亶理町健全化判断比率及び資金
不足比率について及び日程第25、報告第16号 平成28年度亶理町水道事業会計の
資金不足比率についての件以上2件は、関連がありますので一括議題といたしま
す。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 初めに、報告第15号について、当局からの提案理由の説明を求めま
す。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） では私から報告第15号 平成28年度亶理町健全化判断比率及
び資金不足比率についてご説明いたします。

62ページをごらん願います。

健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、
いわゆる財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成19
年度決算から財政の健全性を判断する指標として公表が求められているものでご
ざいます。まず健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字
比率につきましては、その名称のとおり赤字の状況を比率であらわすものでござ
います。亶理町は黒字でございますので、いずれの比率におきましても数値と
しては計上されておられません。

また、実質公債費比率につきましては、亶理町は6.0%と、平成27年度より1.1ポ
イント改善しておりまして、また早期健全化基準の25.0%及び財政再生基準の

35.0%を大きく下回った良好な数字となっております。

将来負担比率につきましても、将来負担額が生じていないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に数値として計上されておりません。

また、資金不足比率でございますが、亘理町公共下水道事業特別会計、わたり温泉島の海特別会計、亘理町工業用地等造成事業特別会計の3会計ともに資金不足が生じていないため数値として計上されておりません。

以上のことから、本町は平成28年度におきましても前年度に引き続き財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、いずれの指標も問題はなく、財政の健全性は維持されているものと判断されるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 次に、報告第16号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、続きまして63ページです。

報告第16号 平成28年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についてご説明いたします。

平成28年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により下記のとおり報告するものでございます。

資金不足比率。亘理町水道事業会計、資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため数値としてあらわせないものとなっております。表につきましては、ハイフン、マイナス、ハイフン表示ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第15号 平成28年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第16号 平成28年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時22分 散会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 鈴 木 高 行

署 名 議 員 渡 邊 重 益